

貯蓄金管理に関する協定届

様式第1号(第6条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
金属製品製造業		山口金属株式会社		神奈川県横須賀市浦賀6-1A50	
協定成立年月日		〇〇年〇月〇日		協定の当事者である労働組合の名称又は労働者代表の氏名	山口金属労働組合
労働者による貯蓄金管理の受入れの方法	預金者の範囲	預金者1人当たりの預金額の限度	預金の利率	預金の利子の計算方法	
	当労働者に限る 但し、嘱託及び臨時を除く。	1. 預金の源泉は会社から支給する 定期給与及び賞与に限る。 2. 1人当たり預金残高の限度は ① 普通預金 100万円 ② 住宅積立預金 100万円	普通預金 年5厘 住宅積立預金 年1分	1. 10円未満の端数には利息はつけない 2. 普通預金は毎月〇月と〇月末の2回住宅積立預金は毎月〇月末計算し、それぞれ翌月10日付で元金に加入する。 3. その他の事項は、別添協定書字の通り。	
	預金の受入れ及び払戻しの方法	預金の保全の方法	預金の運用の方法		
1. 預金者には、預金通帳を交付する 2. 会社には、個人別預金元帳を備え付ける 3. 詳細は、別添協定書字の通り	1. 預金者を受益者とする信託契約にする 2. 信託財産は、毎月〇月末日現在の預金残高に相当する額とする。 3. 信託管理人は労働組合執行委員長とする。				
その他の方法による	管 理 の 方 法				

平成〇年〇月〇日

使用者 職名 山口金属株式会社
氏名 代表取締役 山口善太



横須賀 労働基準監督署長 殿